

茂 総 務 第 6 3 号
令和 8 年 9 月 2 4 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対市長 令和 7 年 1 2 月 1 6 日付け茂監第 6 5 号)

総合企画部	総務課
監 査 結 果	
・ 公民館や本納支所の日曜開庁のあり方を検討するにあたっては、多様な住民ニーズや利用状況など実情を的確に把握し、関係各課と連携を図りながら、総務課が指導的な立場に立って、早期に方向性を示されたい。	
措 置 内 容	
・ 日曜開庁について関係各課と協議した結果、需要減少や代替手段の拡大に伴って利用者数が減少している市民税課及び収税課の取扱業務について本年 9 月末をもって終了することとした。一方、市民課及び本納支所の取扱業務については、マイナンバーカードの普及に伴い電子証明書の更新件数増加が見込まれるため、変更を行わないこととした。今後も関係各課と連携して、市民ニーズや利用状況を踏まえた見直しを適宜行っていく。	